WATT MANN CO., LTD.

最終更新日:2017年7月19日 株式会社ワットマン

代表取締役社長 清水一郷

問合せ先:経理総務グループ グループ長 渡邉匡

証券コード:9927

http://www.wattmann.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方^{更新}

当社はリユース事業を通して、「環境と調和した企業活動」「環境型経済社会への貢献」を果たしてまいります。

当社はコーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性・健全性を確保・維持していくことを重要課題としてとらえております。

そのために、経営の意思決定迅速化、監督機能の強化、適時な情報開示が必要不可欠と考えております。

当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役1名と監査役2名で監査役会を構成しております。

また監査役制度の充実を図るため、監査役3人のうち過半数の2人が社外監査役であり、公正な立場から取締役の経営監視を行っております。 取締役は外部環境の変化へ迅速な対応と事業年度における経営責任を明確にするため、任期を1年間としております。

取締役及び従業員が取るべき行動の規範を示した「企業行動規範」を制定し、取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ハードオフコーポレーション	1,611,000	14.17
清水一鄉	1,014,112	8.92
川畑泰史	750,000	6.60
田中玲子	665,424	5.85
田中和雄	527,320	4.64
堀内裕紀	441,112	3.88
渡邉未来	439,576	3.87
清水とも子	407,456	3.58
川畑遥	400,232	3.52
江木麻紀	377,592	3.32

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 ^{更新}

大株主の状況は平成29年3月31現在の状況です。

平成29年5月16日に当社大株主清水ー郷より当社株式についての金融商品取引法第27条の25第1項に基づく変更報告書が提出されております。 平成29年5月16日に当社大株主川畑泰史より当社株式についての金融商品取引法第27条の25第1項に基づく変更報告書が提出されております。

3.企業属性

上場取引所及	び市場区分	東京 JASDAQ
決算期		3月
業種		小売業

直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 当社は親会社・連結子会社・支配株主等を有していないため、該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
が日が年がリングス	血且仅以且以化

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監查役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は取締役会・監査役会ならびに経営会議等に出席し、意見を述べるなど取締役の職務執行について厳正な経営監視を行なっております。 監査役と会計監査人の連携状況としましては、期初の監査方針・監査計画に対する意見交換、期中・期末の監査実施状況・監査結果の報告を受け情報の共有化を図るとともに、監査の方法等・妥当性について検証を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況としましては、期初の監査方針(重点方針等)·監査計画に対する意見交換及び期中において定期的に報告を受け、監査結果の指摘事項に対する適正性等に対する意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 ^{更新}	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

会社との関係(1)

氏名				会社との関係()										
以 有	属性	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	ı	m
七松優	公認会計士													
浅尾慶一郎	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)^更



氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
七松優		公認会計士·税理士	公認会計士・税理士の資格を有しており、 会計の専門知識・経験に基づ〈監視・助言・ 提言を会社経営に資するためであります。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれ がないことから、独立役員として指定しており ます。
浅尾慶一郎		衆議院議員	広範な視野に基づ〈監視・提言・助言を会 社経営に資するためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

企業体質・経営基盤の強化に注力しているため、インセンティブ付与に関する施策は現在実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役ならびに全監査役の報酬の総額を開示しております。

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。 各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。 なお、当社は役員報酬規程及び内規において、役員の基本報酬の決定・改定・減額等の方針及び役員賞与の決定の方針について定めております。

これらの方針に基づき、1年ごとに会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任等を考慮し、役員の報酬等の額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役から求めがある場合、監査役の職務執行を補助するものとして、内部監査室から補助するものを任命する体制をとっております。

2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) 更新

取締役及び従業員が取るべき行動の規範を示した「企業行動規範」を制定し、取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底しております。

取締役会は定例取締役会および必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の業務執行を相互に逐次監視しております。

取締役、執行役員および経営幹部で構成される経営会議は毎週開催され、業務執行に関する重要な決定と進捗状況の確認、適切な対応策を審 議・決定しております。

当社は、監査役制度を採用しており、常勤監査役1名と監査役2名で監査役会を構成しております。

また、監査役制度の機能充実を図るため、監査役3名中2名が社外監査役であり、監査役会を年間9回開催し、広範な視点から取締役の経営監視を行っております。

会計監査人には新日本有限責任監査法人を選任し、正しい経営情報を提供するなど、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

顧問弁護士には、法律上の判断を必要とする場合に適時アドバイスを受けております。

当社は、取締役及び監査役が職務の執行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第426条第1項に基づき、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の責任について、取締役会の決議をもって法令で定める限度額の範囲内でその責任を免除できる旨を定款に定めております。

また、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の責任について職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする契約を締結しております。

当社は組織の簡素化を図り、ライン部門とスタッフ部門を明確にして内部牽制組織の確立を図っております。

相互の連携及び牽制により、コンプライアンスを始めリスクの共有とコーポレート・ガバナンス実施の推進と意思統一を図っております。

また、社内規程、決裁規程、業務マニュアル等を整備し、全役職員が明確な権限と責任により業務を遂行しております。

社内規程につきましては、関係法令の改正・内部統制機能の整備等に対応し、適宜、整備・改定を実施しております。

当社は、企業価値に影響を与える広範なリスクのうち、経営戦略に関する意思決定などの経営判断に関するリスクについては、必要に応じて外部の専門家の助言を受け、関係部門において分析・検討を行っております。

また、営業問題など事業遂行に関するリスクについては、担当取締役のもとで日常的なリスク管理を実施しております。

3.現状のコーポレート·ガバナンス体制を選択している理由^{更新}

経営監督を強化するための社外取締役の候補者の選定には企業経営への理解に加えて、当社が属するリユース事業に関する知見と、当社経営者からの独立性を有する必要があります。これらの要件を満たす方の選定にはいたっておりません。

適任者でない方を社外取締役として選任した場合、当社経営の機動性を害するばかりか取締役会に期待される機能が果たされない可能性があり、相当でないため社外取締役を置いておりません。

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、外部環境の変化への迅速な対応と事業年度における経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

また監査役3名中2名が社外監査役であります。

社外監査役の七松優氏は平成29年3月末において当社株式13,000株を所有しておりますが、共に人的関係及び取引関係はありません。

社外監査役の浅尾慶一郎氏との間には、人的関係、資本関係及び取引関係はありません。

また、社外監査役1名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

経営意思決定の迅速化、開示機能の強化、適時な情報開示を実現するため上記の通りの体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

- 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 実施していません。
- 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表自 自 よる説 明の 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年二回(第2四半期及び決算期)の説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR資料を開示の度に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理総務グループがIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【1.内部統制システム構築の基本的な考え方】

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営課題の一つとしてとらえ、会社法の定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に向け、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定めるとともに、継続的にその充実、強化に努めます。

【2.内部統制システム構築の個別体制】

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人を含めた行動規範として「企業行動規範」を定め、その周知徹底を図るとともに、取締役および使用人は、自らが主体的に法令、定款、社会的規範等を遵守し業務の遂行に当たります。

当社の監査役は、法令に定める取締役会に出席のほか、コンプライアンスの観点から各事業グループ主催の会議・報告会等へ出席し、必要かつ有効な助言・アドバイスを行っております。

また、必要に応じて監査役は、取締役会・使用人から報告を受けるとともに、会計監査人に対して監査に関する報告を求めております。

このほか、内部監査を担当する内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務のモニタリング等を実施し、コンプライアンスの実効性を確保いたします。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」・「決裁規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会または決裁手続きをもって、その重要性の度合に 応じて決議または決裁し、記録を残しております。

取締役会議事録には、取締役の業務の執行状況を明確にするため、上程者または報告者の氏名を明記するとともに、決議事項における賛否の 状況、発言があった場合の内容を記載しております。

取締役会議事録・決裁書・決算に関する計算書類・重要な契約書等、取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役会からの閲覧の要請に備えるものとしております。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に伴い発生する可能性のある各種リスクのうち、発生可能性、重要性に鑑み、財務リスク、事務リスク、法務リスク、システムリスク、事故災害リスクなどについては、取締役を長とする全社横断的なリスク管理窓口等を設置し、会社全体のリスク管理方針の策定を行って

また、個別のリスクマネジメント実施については、リスクの内容に応じて各担当リスク管理窓口が、規程・マニュアルの策定および指導・助言を行っております。

また内部監査室の内部監査をとおして、リスク情報の収集と適切な対応を行っています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、5名の取締役により構成され、毎年9回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定事項や経営に関 する重要事項を決定するとともに、取締役の職務実行状況を監督する体制をとっております。

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む3名(常勤1名、非常勤2名)で構成しており、各監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づき、取締役会をはじめとする主要会議に出席するとともに代表取締役との定期的会合をもち、取締役の職務執行を充分に監査できる体制をとっております。

(5)監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを内部監査室より配置することとします。

監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長の指揮命令を受けないこととします。 当該補助使用人の人事に関する事項の決定に関しては監査役の同意を得ることとします。

また、監査役の職務を補助すべき使用人の監査に係る指示の実効性を確保するための社内体制整備を行います。

(6)取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための手続を整備し、監査役が必要とする情報を適宜 提供することとします。

取締役、その他の使用人の監査役、監査役会への情報提供を理由とした不利益な取扱を一切行わないこととします。

なお、取締役は以下の事項を報告すべき事項としております。

- 一、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した時は、その事実
- 二、取締役会決議により委任を受けた事項を決定したときは、当該決定に関する事項
- (7)その他監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、決議または報告事項につき意見を述べることとしております。

また、すべての決裁書を閲覧し、必要の都度、担当者から説明・意見を求めております。

なお、監査役は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っております。

当社は監査役が弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを任用するときなどの必要な監査費用を認めるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体に対し、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求等に対しては、警察・顧問弁護士等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制をとっております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 社内体制

当社は、会社情報の適時開示に関し、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるように社内体制の整備・充実を図るよう努めております。

当社の情報取扱責任者には、大阪証券取引所に平成23年6月30日に届け出ております執行役員経理総務グループグループ長渡 遠匡を任命し、情報取扱責任者は適時開示規則と照らし合わせ、また、事務担当部門(経理総務)に照合・確認を指示し、開示要件に該当するか 否かを判断しております。

なお、情報開示窓口は経理総務グループとし、東京証券取引所への情報開示を行うこととしております。

2.決定事実・発生事実に関する情報及び決算関連事項

決定事実・発生事実が開示すべき事項に該当する場合には、原則として取締役会における決定後、迅速に公表することとしております。また、緊急を要する場合や当該情報の重要度に応じて、社長報告にて検討し情報開示を行うこととしております。

3.情報の管理

情報開示に至るまでの内部情報につきましては、社内規程の「インサイダー取引防止規程」により、内部情報管理及び内部者取引防止に努めております。